

# 海南市備蓄計画

---



平成27年度策定  
令和3年度改定

海 南 市



# 目 次

第1章 策定の基本的な考え方	1
第2章 公的備蓄物資の交付対象者・備蓄量・備蓄日数・品目・目標	1
第1節 公的備蓄物資交付対象者	1
第2節 公的備蓄量の割合・公的備蓄日数の考え方	2
第3節 公的備蓄品目	2
(1) 食料・飲料水	2
(2) 生活必需品	2
(3) 衛生用品	3
(4) 資機材	3
第4節 公的備蓄目標数	3
(1) 食料・飲料水	4
(2) 生活必需品	4
(3) 衛生用品	5
(4) 資機材	5
第3章 公的備蓄物資整備（購入）計画	6
第1節 食料・飲料水、生活必需品、衛生用品、	6
第2節 資機材・災害用トイレ	6
第3節 公的備蓄物資の管理	6
第4章 公的備蓄倉庫	7
第1節 公的備蓄倉庫の機能・役割	7
第2節 公的備蓄倉庫の区分	7
第3節 公的備蓄倉庫の所在地	7
(1) 集中備蓄倉庫	7
(2) 分散備蓄倉庫	8
第4節 公的備蓄倉庫の設置イメージ	9
第5節 公的備蓄倉庫に配備する品目	10
(1) 集中備蓄倉庫	10
(2) 分散備蓄倉庫	10
第5章 家庭や自主防災組織、企業・事業所等による備蓄	11
第1節 家庭内備蓄	11
第2節 自主防災組織による備蓄	12
第3節 企業・事業所等による備蓄	13
第6章 流通在庫備蓄	13
第7章 救援物資	13



## 第1章 策定の基本的な考え方

近年、発生の可能性が高いといわれる南海トラフでの地震について、百数十年周期で発生する「東海・東南海・南海3連動地震」や、有史以来発生が確認されていないものの最大規模の被害が想定される「南海トラフ巨大地震」への対応が急務となっております。

本市においては、平成26年10月に和歌山県より公表された地震被害想定調査(平成26年3月)の「南海トラフ巨大地震により予測される被害」、「地震災害対策のための備蓄基本方針」に基づき、平成27年度に「海南市備蓄計画」を策定し、計画的に備蓄物資の購入や備蓄倉庫の整備を進めてきました。

一方で、政府の中央防災会議が作成する防災基本計画では、防災思想の普及、徹底として、「自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。」と記載するとともに、地方公共団体等は、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油などの普及啓発を図ることが求められています。

本計画では、これら国、県の方針を踏まえ、避難所での新型コロナウイルス感染症等の感染症対応や、市民による日頃からの家庭内備蓄、共助の要である自主防災組織や、企業・事業所による備蓄など、自助・共助・公助が一体となり、物資を備蓄することとします。

なお、この備蓄計画は今後5年ごとに見直しを行います。新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え、修正するものとします。

## 第2章 公的備蓄物資の交付対象者・備蓄量・備蓄日数・品目・目標

### 第1節 公的備蓄物資交付対象者

備蓄物資交付対象者は、和歌山県 地震被害想定調査(平成26年3月)の「南海トラフ巨大地震により予測される被害」に、令和2年度国勢調査(速報値)を反映し、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方として算定します。

#### ▼避難者数予測結果

国勢調査人口	発災時人口	避難所避難者数 (1日後)	避難所避難者数 (1週間後)	避難所避難者数 (1ヶ月後)
平成22年度	52,200人(昼間)	17,200人	15,900人	9,000人
令和2年度	48,400人(速報)	16,000人	14,800人	8,400人

1日後避難者数16,000人に1.2(避難所避難者以外の需要を想定したもの)を乗じた下記人数を備蓄物資交付対象者数とします。

備蓄物資交付対象者数≒19,000人

## 第2節 公的備蓄量の割合・公的備蓄日数の考え方

中央防災会議（国）によると、家庭内備蓄は1週間以上とすることとされており（※1）、発災後3日目までは家庭等の備蓄と地方公共団体における備蓄で対応し、4日目からは国によるプッシュ型支援が実施されることで対応することが想定されています（※2）。

また、和歌山県より、県外からの緊急輸送ルートが確立されるまでの3日間は支援がなくても自立できるよう、備蓄量の割合については、住民の自助、市及び県の備蓄状況等を考慮し、食料、飲料水、紙おむつ、粉ミルク、生理用品、簡易トイレ、毛布については、住民：市：県＝1：1：1の備蓄割合とすることが示されたことにより、市では1日分を備蓄するものとししました。

（※1）平成25年5月に中央防災会議（国）から公表された「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」より

（※2）平成27年3月30日に中央防災会議（国）から公表された「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」より

## 第3節 公的備蓄品目

備蓄品目については、緊急性があり、家屋の全壊、焼失により避難した住民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品、衛生用品などを選定します。

### （1）食料・飲料水

品目	備考
アルファ米（わかめ）	食物アレルギー対応
アルファ米（白かゆ）	食物アレルギー対応
ライスクッキー	食物アレルギー対応
粉ミルク	乳児用、食物アレルギー対応
飲料水	軟水

### （2）生活必需品

種類	品目	
寝具関係	毛布	保温シート
	多目的簡易ベッド	
トイレ関係	トイレテント	簡易トイレ
	トイレ袋	トイレトペーパー

### (3) 衛生用品

品 目		
子ども用おむつ	大人用おむつ	生理用品
紙コップ	哺乳瓶（※代用品(紙コップ、スプーン)を含む)	
パーテーション	簡易ベッド	使い捨て手袋
使い捨てガウン	フェイスシールド	

### (4) 資機材

種 類	品 目		
救助・避難所運営関係	担架	車椅子	リアカー
	防災テント	一輪車	救急工具セット
	ブルーシート	ロープ	メガホン
	ヘルメット	カセットコンロ	カセットボンベ
	炊出し用釜	非常用給水袋	蛍光ベスト
	救急箱	発電機	ガソリン携行缶
	鍋		
情報機器関係	災害用電話	ラジオ	
採光関係	投光器	三脚スタンド <sup>※</sup> ・キャスター	コードリール
	懐中電灯		
浄水関係	浄水器	浄水器用発電機	

## 第4節 公的備蓄目標数

食料、衛生用品について、備蓄物資交付対象者数 19,000 人のうち、個別対応が必要となる年代等を考慮し、算定します。

種別	品目	年齢区分	割合
食料	アルファ米（わかめ）	1歳以上	99.5%
	アルファ米（白かゆ）		
	ライスクッキー		
	粉ミルク	0歳	0.5%
衛生用品	乳幼児用おむつ	0歳～2歳	1.5%
		3歳	0.6%
	大人用おむつ	要介護度認定基準における要介護3以上の在宅人数（※1）	1.4%
	生理用品	10歳～55歳女性	22.6%

※割合は、海南市年齢別人口（R3.3.31現在 49,205人）に基づき算出した。

（※1）要介護度認定基準における在宅要介護3以上（R3.3.31現在 668人）に基づき算出した。

## (1) 食料・飲料水

食料、飲料水については、P. 3 に示す年齢区分別の割合に応じた品目を備蓄するものとします。

品目	対象年齢	算出式	目標数
アルファ米(わかめ)	1歳以上	備蓄物資交付対象者数×99.5% ×3食×1/3(※1)	18,905食
アルファ米(白かゆ)		備蓄物資交付対象者数×99.5% ×3食×1/3(※1)	18,905食
ライスクッキー		備蓄物資交付対象者数×99.5% ×3食×1/3(※1)	18,905食
粉ミルク	0歳	備蓄物資交付対象者数×0.5% ×140g	13,300 <sup>グラム</sup>
飲料水	避難所避難者総数	備蓄物資交付対象者数×2 <sup>リットル</sup>	38,000 <sup>リットル</sup>

(※1) 1歳以上対象者品目：アルファ米(わかめ)、アルファ米(白かゆ)、ライスクッキー

## (2) 生活必需品

品目	算出式	目標数
毛布	備蓄物資交付対象者数	19,000枚
保温シート	備蓄物資交付対象者数	19,000枚
多目的簡易ベッド	要配慮者用	55台
トイレテント	全避難所、市倉庫設置避難場所 各2台 津波浸水区域外避難所 各2台	166台
簡易トイレ	全避難所、市倉庫設置避難場所 各2台 津波浸水区域外避難所 各2台	166台
組立式トイレ	津波浸水区域外避難所のうち小・中・高校に1基	18基
トイレ袋	備蓄物資交付対象者数×5回(1人1日につき) -2,755枚-9,000枚(※1)	83,245枚
トイレトーパー	備蓄物資交付対象者数×9m÷60(1ロール60m(※2))	2,850ロール

(※1) 紙おむつ対象者(乳幼児、要介護3以上在宅者)及び組立式トイレにて対応できる人数分はトイレ袋が不要となることから、これらを差し引いて必要量を算出した。

【2,755枚の内訳】

備蓄物資交付対象者数×(乳幼児(0~2歳)1.5%+在宅要介護3以上の人口割1.4%)×5枚

【9,000枚の内訳】

100人につきトイレ1基の考え方に基づき、「100人×5枚×組立式トイレ購入予定分18基分」をトイレ袋目標数から差し引いた。

(※2) 1人1日平均使用量を9mとして算出した。



### (3) 衛生用品

品目	算出式	目標数
紙おむつ(子ども用)	備蓄物資交付対象者数×1.5% (0~2歳) × 8枚 備蓄物資交付対象者数×0.6% (3歳) × 40% × 2枚	2,372枚
紙おむつ(大人用)	備蓄物資交付対象者数×1.4% × 8枚 (うち6枚は尿取りパッド)	2,128枚
生理用品	備蓄物資交付対象者数×22.6% × 23% (※1)	988袋
哺乳瓶代用品 (紙コップ、スプーン)	備蓄物資交付対象者数×0.5% × 6回	570セット
パーテーション	各避難所1台 (4区画)	52台
簡易ベッド	パーテーション1台 (4区画) に対する1区画1台の各避難所	208台
使い捨て手袋	体調不良者等の対応者(職員含む) の各避難所	5,200枚
使い捨てガウン	体調不良者等の対応者(職員含む) の各避難所	3,120枚
フェイスシールド	体調不良者等の対応者(職員含む) の各避難所	2,496枚

(※1) 生理期間を7日で算出：7日×12月/365日≒23.0%

### (4) 資機材

品目	根拠	目標数
担架	津波浸水区域外避難所2台	56台
車椅子	津波浸水区域外避難所1台	28台
リアカー	津波浸水区域外避難所1台	28台
救急箱	避難所1箱	52箱
ラジオ	避難所2台	104台
発電機	避難所1台。大規模避難所(4カ所)2台。	56台
ガソリン携行缶	避難所1台。大規模避難所(4カ所)2台。	56台
投光器	避難所2台	104台
コードリール	避難所1台。大規模避難所(4カ所)2台。	56台
三脚スタンド・キャスター	避難所1台。大規模避難所(4カ所)2台。	56台
ブルーシート	津波浸水区域外避難所最大収容人数÷9 ※避難者1人2㎡とし、シート1枚につき9人対象	1,911枚
ロープ	浸水区域外各避難所10本	280本
メガホン	避難所1台	52台
救急工具セット	浸水区域外避難所1セット	28セット
懐中電灯	避難所2台	104台
カセットコンロ	津波浸水区域外避難所2台。大規模避難所(4カ所)4台。	64台
カセットボンベ	カセットコンロ1台につき4本	256本
鍋	津波浸水区域外避難所1個	28個

## 第3章 公的備蓄物資整備（購入）計画

整備（購入）計画を次のとおり定めます。

### 第1節 食料・飲料水、生活必需品、衛生用品、

アルファ米、ライスクッキー、粉ミルク、飲料水については、賞味期限による更新を行います。  
なお、賞味期限が1年を切った食料・飲料水については、自主防災組織や事業所等の訓練や小・中・高等学校の防災教育、生活困窮者対策、市が開催するイベント等での活用により、有効利用を図ります。

衛生用品のうち、紙おむつや生理用品は、使用期限の設定はないものの、メーカーが、3年間は品質を保つように設計しているが、3年経過後に直ちに使用できなくなるものではないと説明していることから、3年経過後に更新するとともに、更新時には、庁内で必要とする部署での有効活用を図ります。

その他の生活必需品、衛生用品については、購入から長期間経過した物については、定期的にサンプル調査を行い、劣化等があれば更新を行います。

また、災害時に不足する物資については、流通備蓄に関する協定に基づき応援を要請します。

感染症対策物資が不足する場合には、本市の衛生部局が確保しているものを融通し活用します。

#### ○購入概要

品目	購入計画
アルファ米・ライスクッキー	5年半の賞味期限を有するものを購入します。
粉ミルク	1年半の賞味期限を有するものを購入します。
飲料水	7年間の賞味期限を有し、乳幼児用のミルク等にも対応できる軟水で2リットルボトルを購入します。
紙おむつ（乳児用・大人用）、生理用品	使用期限を3年とします。

### 第2節 資機材・災害用トイレ

災害時に不足する資機材については、流通備蓄に関する協定に基づき応援を要請します。また、新たに協定を締結することにより、流通備蓄や救援物資など資機材の確保に努めます。

災害用トイレは、市内の津波浸水区域外避難所（小・中・高等学校）を中心に配備しています。

### 第3節 公的備蓄物資の管理

備蓄物資の管理については、震災時に備蓄物資を使用するのは、主に地域住民であることから、備蓄物資の保管場所を知っていただくとともに、資機材の使用方法を習得することが大切です。

このため、備蓄倉庫の管理方法や役割について、地域住民や関係機関、施設管理者が協力しあい、災害時の対応が速やかに行えるよう、備蓄倉庫の適正管理を促進します。

## 第4章 公的備蓄倉庫

この項目では、備蓄物資を保管する備蓄倉庫の考え方を定めます。

### 第1節 公的備蓄倉庫の機能・役割

市では、災害が起こった際、備蓄物資の迅速な供給を図るため、食料（アルファ米、ライスクッキー）、生活必需品、衛生用品などを分散して避難所や市が管理する津波緊急避難ビル等に配備することとします。

集中備蓄倉庫及び分散備蓄倉庫に配備する備蓄品目は、第5節のとおり定めます。

### 第2節 公的備蓄倉庫の区分

集中備蓄倉庫とは、避難者の多い避難所への物資の補完を図るため、備蓄物資を配備する倉庫を言います。また、救援物資などの一時保管場所として使用します。

分散備蓄倉庫とは、災害時、備蓄物資交付対象者に対し、速やかに必要不可欠な物資が交付できるよう、避難所や市が管理する津波緊急避難ビル等に配備する倉庫を言います。

### 第3節 公的備蓄倉庫の所在地

#### （1）集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫については、多様な災害時にも対応できるよう、立地条件等（当該地域において予想される被害量、避難者数、避難所へのアクセス、分散備蓄倉庫の整備状況）を踏まえ、下記のとおり整備しています。

#### ○集中備蓄倉庫一覧

備蓄倉庫名	所在地
市民運動場集中備蓄倉庫（東西各1棟）	大野中 973 番地
旧加茂第二小学校	下津町市坪 240 番地
塩津小学校	下津町塩津 908 番地

なお、現在整備中である（仮称）道の駅集中備蓄倉庫が完成した場合は、同施設内に物資を配備する計画です。

## (2) 分散備蓄倉庫

市内の津波浸水区域外にある避難所については、各収容人数分を、津波避難場所については、300人分を、市が管理する津波緊急避難ビルには、100人分を備蓄しています。

### ○分散備蓄倉庫一覧（避難所、避難場所）（令和3年3月31日現在）

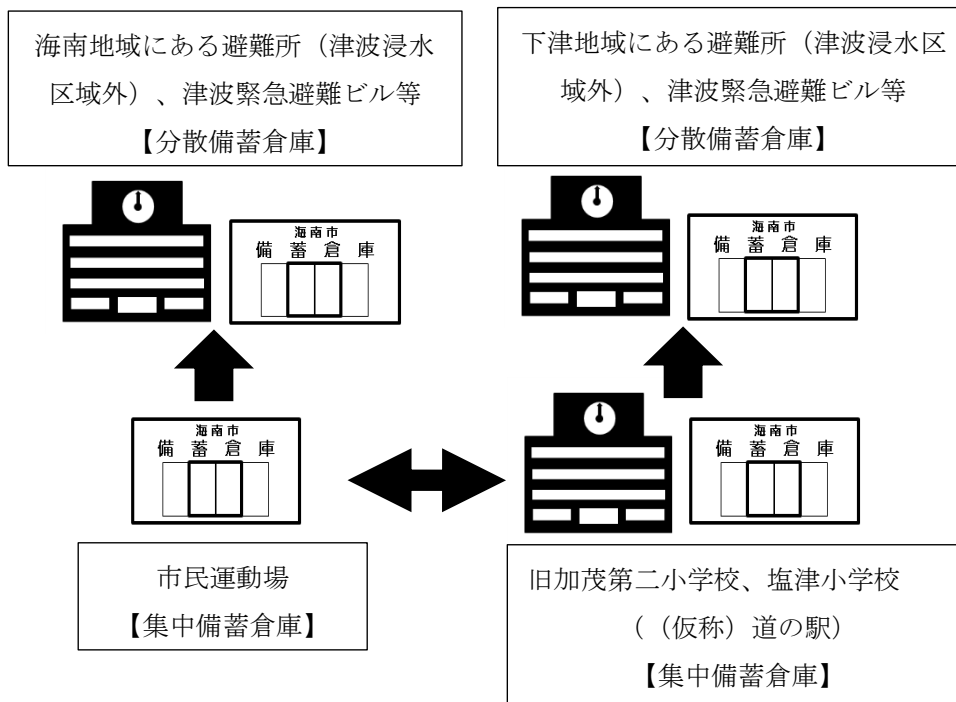
備蓄倉庫名	所在地
黒江・船尾地区避難所備蓄倉庫	黒江 222 番地 黒江・船尾地区避難所南側（2基）
内海保育所備蓄倉庫	鳥居 71 番地 1 内海東部地区集会所東側
冷水地区避難所備蓄倉庫	冷水 630 番地 1 建物内及び南側
海南高等学校備蓄倉庫	大野中 651 番地 海南高等学校体育館西側
大野小学校備蓄倉庫	山田 91 番地 1 大野小学校プール西側（2基）
亀川小学校備蓄倉庫	且来 655 番地 亀川小学校グラウンド東側、校舎南側（2基）
亀川中学校備蓄倉庫	且来 990 番地 亀川中学校体育館西側（2基）
亀川公民館備蓄倉庫	且来 272 番地 亀川公民館北側
巽小学校備蓄倉庫	重根 1203 番地 巽小学校校舎東側、体育館南側（2基）
巽中学校備蓄倉庫	阪井 399 番地 巽中学校体育館南側（2基）
巽コミュニティセンター備蓄倉庫	阪井 274 番地 巽コミュニティセンター駐輪場南側
住民センター備蓄倉庫	沖野々 443 番地 5 住民センター東側
きらら子ども園備蓄倉庫	沖野々 434 番地 きらら子ども園南側
北野上小学校備蓄倉庫	孟子 176 番地 北野上小学校体育館東側（2基）
北野上公民館備蓄倉庫	原野 326 番地 3 北野上公民館 裏駐車場北側
東海南中学校備蓄倉庫	野上中 590 番地 東海南中学校体育館南側（2基）
中野上小学校備蓄倉庫	椋木 93 番地 中野上小学校東側、体育館東側（2基）
南野上小学校備蓄倉庫	次ヶ谷 80 番地 南野上小学校体育館東側
下津第二中学校備蓄倉庫	下津町下 287 番地 2 下津第二中学校体育館東側（2基）
海南下津高等学校備蓄倉庫	下津町丸田 87 番地 海南下津高等学校体育館東側（2基）
旧大崎小学校備蓄倉庫	下津町大崎 383 番地 旧大崎小学校体育館東側（稲荷神社横）
塩津小学校備蓄倉庫	下津町塩津 908 番地 塩津小学校体育館西側
加茂川小学校備蓄倉庫	下津町小松原 23 番地 加茂川小学校プール西側（2基）
旧加茂第二小学校備蓄倉庫	下津町市坪 240 番地 旧加茂第二小学校グラウンド北側
旧仁義小学校備蓄倉庫	下津町引尾 756 番地 1 旧仁義小学校グラウンド東側
日方備蓄倉庫	日方 789 番地 元火葬場
下津備蓄倉庫	下津町下津 93 番地先 港ふれあい公園
池崎山津波避難場所備蓄倉庫	日方 140 番地 池崎山津波避難場所頂上

○津波緊急避難ビル等保管場所一覧（専用倉庫含む）（令和3年3月31日現在）

津波緊急避難ビル名	所在地
黒江防災コミュニティセンター	船尾 222 番地 21 3 階 備蓄倉庫（部屋）
黒江小学校	船尾 236 番地 4 3 階 多目的教室Ⅲ（ビル専用倉庫）
海南スポーツセンター	船尾 260 番地 3 3 階 備蓄倉庫（部屋）
海南中学校	日方 962 番地 2 3 階 西側 踊り場（部屋）
日方小学校	日方 1257 番地 3 階 図工室（ビル専用倉庫）
海南合同宿舎	日方 1274 番地 1 号棟 5 階 502 号室、6 階 603, 604, 606 号室
防災センター	日方 1294 番地 13 3 階 展示体験コーナー（ビル専用倉庫）
海南保健福祉センター	日方 1519 番地 10 4 階 倉庫（部屋）
海南 nobinos	日方 1525 番地 6 4 階 中央 備蓄倉庫（部屋）
第三中学校	鳥居 15 番地 3 4 階 廊下 東側（ビル専用倉庫）
内海小学校	鳥居 190 番地 3 階 廊下 中央付近（ビル専用倉庫）
下津保健福祉センター	下津町上 14 番地 6 2 階 書庫（部屋）
下津小学校	下津町下津 477 番地 3 階 図工室（ビル専用倉庫）
海南市民交流センター	下津町下津 500 番地 1 3 階 予備室（部屋）
海南市民交流センター 立体駐車場	下津町下津 500 番地 1 3 階 南側スペース（ビル専用倉庫）
下津第一中学校※1	下津町下津 500 番地 2 3 階 災害用備蓄室（部屋）
下津消防署	下津町下津 518 番地 6 3 階 倉庫（ビル専用倉庫）
海南下津高等学校	下津町丸田 87 番地 3 階 音楽準備室（部屋）
下津防災コミュニティセンター	下津町丸田 217 番地 1 2 階 備蓄倉庫（部屋）
大東小学校	下津町方 1 番地 3 階 図工室（ビル専用倉庫）
下津第二中学校	下津町下 287 番地 2 3 階 生徒指導室（部屋）

※1 津波避難ビルに指定されていないが、地区の要望により備蓄物資を配置。

## 第4節 公的備蓄倉庫の設置イメージ



## 第5節 公的備蓄倉庫に配備する品目

---

### (1) 集中備蓄倉庫

避難者の多い避難所へ物資の補完を図るため、集中備蓄倉庫に保管する備蓄物資品目（食料・飲料水・生活必需品・衛生用品）及び資機材は、分散備蓄倉庫に保管する備蓄物資品目と同じ物を備蓄します。

### (2) 分散備蓄倉庫

津波浸水区域外の避難所に保管する品目（食料・飲料水・生活必需品・衛生用品）及び資機材は、統一するものとします。また、津波避難場所、津波緊急避難ビルに保管する品目（食料・飲料水・生活必需品・衛生用品）及び資機材は、スペースに応じて、必要最低限の備蓄品目を選定して配備します。また、分散備蓄倉庫に入りきらない場合は、校舎内や体育館の空スペースに保管します。

## 第5章 家庭や自主防災組織、企業・事業所等による備蓄

### 第1節 家庭内備蓄

家庭内備蓄については、災害用の食料・飲料水等を購入しなくても、普段食べなれているものを多めに買って置き、食べたらず食べた分だけ買い足し、常に一定量の食材を家に備蓄しておく「ローリングストック」により、1週間分以上の備蓄を行うことが可能です。

また、家屋被害に遭った場合においても、物置や車の中、ガレージ等、家屋外に備蓄品を置くことで持ち出すことも可能です。

このことから、市では、政府の中央防災会議が作成した防災基本計画に則り、市報や講演会などの行事、防災訓練等あらゆる機会を通じ、家庭における最低3日分、推奨1週間分の備蓄や、災害時の持ち出しについて啓発を行い、周知徹底を図ります。

なお、下記表に示している「0次」は常に携帯しており、災害時に活用できるもの、「1次」は避難時にすぐに持ち出すべき、必要最低限の備えで被災時・非常時の最初の1日をしのぐための物品、「2次」は避難した後で少し余裕ができてから安全を確認して自宅に戻り、避難所へ持ち出したり、自宅で避難生活を送るうえで必要な救援物資が届くまでの期間に自足できるための物品を指します。

#### ○家庭内備蓄品の概要

分類	品目
0次 (常に携帯するもの)	飲料水、携帯食、ホイッスル、懐中電灯(予備電池含む)、携帯ラジオ(予備電池も)、携帯電話(充電器・バッテリー含む)、連絡メモ・備えリスト、身分証明書(そのコピー)、筆記用具(メモ帳とペン)、現金(10円硬貨含む)、救急用品セット、持病薬・常備薬、マスク、簡易トイレ、ティッシュペーパー・トレットペーパー、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、ハンカチ(大判)・手ぬぐい、安全ピン、ポリ袋、雨具(ポンチョ・雨合羽など)、ふろしき、自動車へのこまめな満タン給油
1次 (非常持出し袋にいれる最低限のもの)	非常持出し袋、飲料水、携帯食、非常食、ヘルメット・防災ずきん・帽子など、手袋(作業用)、運動靴、懐中電灯、万能ナイフ類、ロープ(10m)、携帯ラジオ、連絡メモ・備えリスト、身分証明書(そのコピー)、筆記用具(メモ帳とペン)、油性マジック(太)、現金(10円硬貨含む)、救急用品セット、毛抜き、持病薬・常備薬、お薬手帳、マスク、簡易トイレ、ティッシュペーパー・トレットペーパー、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、サバイバルブランケット、タオル、安全ピン、ポリ袋、ビニールシート類(レジャーシート・ブルーシート)、ライター(マッチでも)、布ガムテープ、雨具(ポンチョ・雨合羽など)、保存食類、ふろしき、予備電池、新聞紙・段ボール
2次 (ガレージ、物置などにストックしておくもの)	飲料水、非常食、懐中電灯、現金(10円硬貨含む)、毛抜き、持病薬・常備薬、マスク、簡易トイレ、ティッシュペーパー・トレットペーパー、ウェットティッシュ、タオル、ポリ袋、ビニールシート類(レジャーシート・ブルーシート)、衣類、毛布、保存食類、塩・調味料、食器類(皿・コップ・箸・フォーク・スプーン)、ラップ、アルミホイル、缶切り、カセットボンベ、鍋、歯磨きセット・洗口剤、石けん、ドライシャンプー、重曹、ふろしき、予備電池、工具類、地図(避難用・帰宅支援用などの)、新聞紙・ダンボール



	ル、ローソク、非常用給水袋・タンク類、キッチンペーパー、ホワイトボード、さらしの布、スリッパ、蚊取り線香
個別に検討すべきもの	<p>【貴重品】 予備鍵（家・車等）、予備メガネ・コンタクトレンズ、通帳・証書類のコピー、印鑑</p> <p>【女性】 生理用品（おりものシート）、防犯ブザー、くし・ブラシ、鏡、化粧品、髪の毛をくくるゴム</p> <p>【高齢者】 介護保険証、紙おむつ、介護用品、入れ歯、老眼鏡、補聴器</p> <p>【乳幼児】 粉ミルク・哺乳瓶・離乳食、清浄綿、バスタオル、紙おむつ、だっこ紐、母子手帳</p> <p>【障害者・外国人など】 障害者手帳、助けを求める手段、移動を助ける手段、情報を得る手段、コミュニケーションを助ける手段、落ち着ける・安心できるもの、要援護者と確認できる外装</p> <p>【ペット】 ペット用品</p>

### ○ローリングストックの考え方

**①蓄える**  
缶詰やインスタント食品など、日持ちする物も含めて、普段食べているものを少し多めに準備します。

**②食べる**  
蓄えた食料を保存期限が切れる前に食べていきます。

**③補充する**  
食べた分の食料を補充します。

※①→②→③を繰り返すことで、普段食べなれた食料を保存期限が切れることなく備蓄することができます。

## 第2節 自主防災組織による備蓄

過去の災害では、災害の規模が大きいほど公助の限界が指摘されるとともに、家庭内備蓄による自助のほか、地域での助け合い、いわゆる共助により多くの命が救われました。

このことから、「自らの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に結成する組織、「自主防災組織」に対し、災害時に必要となる資機材の種類や活用方法などに関する情報を積極的に提供するとともに、「海南省自主防災組織育成事業等補助金」を活用し、資機材等の整備・更新を促進します。



### 第3節 企業・事業所等による備蓄

企業・事業所等は、従業員や施設利用者、来場者の安全確保や、被災後の業務継続のため、必要な備蓄品や資機材の確保が求められるとともに、災害時に迅速かつ的確な対応を行うための訓練等を実施する必要があります。

また、企業・事業所等は地域コミュニティの一員であり、被害が広範囲に及ぶ災害では、地域住民との「共助」の役割も求められます。

このことから、企業・事業所等に対し、必要な備蓄品や資機材の確保、また防災訓練の実施を促すとともに、地域コミュニティの一員として、住民との「共助」の必要性・重要性の周知・啓発により、地域の防災訓練への参加や地域と連携した訓練、防災活動の取組を促進します。

## 第6章 流通在庫備蓄

本市では、企業等とあらかじめ協定等を締結し、震災時に必要な物資を調達する仕組み（以下「流通在庫備蓄」という。）を整えています。

現在、市内業者や各種組合と物資（食料・飲料水・生活必需品・衛生用品）及び資機材等に関する協定を締結していますが、今後についても、市の備蓄を補完するため、流通在庫備蓄の体制を強化するとともに、実効性のある流通在庫備蓄にするため、協定先との定期的な連絡を図るなど、円滑な供給体制の確保に努めます。

## 第7章 救援物資

「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」が発生すると、全国から救援物資が届けられ、これらの物資の在庫管理や仕分けをする者の処理能力を超え、救援物資の物流全体が低下することが予測されます。また、地震や地震に伴う火災・津波等により、予め物資の集積拠点として指定されている公共施設等が使用できず、絶対数が不足する可能性もあり、さらに、情報収集・管理体制が明確にできず、物資搬入調整窓口も混乱し、避難所等における物資の需要把握が的確に実施できない可能性があります。

そのため、救援物資が各避難所等まで円滑に届かない状態が発生することが懸念されることから、救援物資の受入体制の見直しを図り、国や県、近隣の各市町等と連携・協力しながら、体制の強化に努めていくこととします。また、救援物資の輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、物流計画の専門家や物流業務に精通した民間事業者の知識やノウハウ、施設等を活用することが必要であることから、各民間事業者と締結している輸送協定の内容について見直しを図るとともに、物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努めます。

さらに、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確な物資需要の情報収集体制の構築に努めます。